



平成 30 年 7 月 2 日

各 位

会社名 株式会社ユーザベース
代表者名 代表取締役社長（共同経営者）
梅田 優祐
代表取締役社長（共同経営者）
稲垣 裕介
コード番号 3966 東証マザーズ
問合せ先 経営財務企画担当専門役員兼 CFO
村上 未来

(TEL. 03-4533-1999)

第三者割当による第 19 回新株予約権の発行に関するお知らせ
(発行決議日直前取引日終値以上を下限行使価額とした行使価額修正条項付新株予約権の発行)

当社は、平成 30 年 7 月 2 日開催の取締役会において、第三者割当による第 19 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 募集の概要

(1)	割当日	平成 30 年 7 月 31 日
(2)	新株予約権の総数	20,000 個
(3)	新株予約権の発行価額	総額 18,360,000 円（本新株予約権 1 個当たり金 918 円） ただし、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成 30 年 7 月 9 日から平成 30 年 7 月 11 日までのいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」をご参照ください。）と同様の方法で算定された結果が上記の金額（本新株予約権 1 個につき金 918 円）を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		発行価額の総額は、本新株予約権 1 個当たりの発行価額に、本新株予約権の総数 (20,000 個) を乗じた金額となります。
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数 : 2,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は条件決定日に決定します (下限行使価額の決定方法については、下記「※本新株予約権の下限行使価額の決定方法」をご参照ください。) が、下限行使価額においても、潜在株式数は 2,000,000 株です。
(5)	資金調達額	6,562,860,000 円 (差引手取概算額) (注)
(6)	行使価額及びその修正条件	本新株予約権の当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所 (以下「東証」といいます。) における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「東証終値」といいます。) と発行決議日の直前取引日の東証終値 (3,275 円) のいずれか高い方の金額とします。 本新株予約権の行使価額は、平成 30 年 8 月 1 日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の 92% に相当する金額に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	みずほ証券株式会社 (以下「割当予定先」といいます。) に対する第三者割当方式
(8)	その他	当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約 (以下「本割当契約」といいます。) を締結する予定です。本割当契約において、①当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、②割当予定先は、当社の承認を得ることなく本新株予約権を第三者に譲渡することができないこと、及び③本新株予約権の発行決議に係る公表と同時に公表された米国発のクオリティ経済メディアの Quartz Media LLC (以下「Quartz 社」といいます。) の子会社化 (以下「本M&A」といいます。) が中止されておらず、その他本M&Aの実施に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が発生していないことを本新株予約権に係る払込みの停止条件とすること等が定められています。 本割当契約の詳細については、下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要」をご参照ください。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値を本新株予約権の当初の行使価額であると仮定して、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び当初の行使価額は条件決定日に決定され、実際の資金調達額は行使価額の水準により増加する可能性があります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。

※ 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、本新株予約権の発行決議に係る公表と同時に、本M&Aに係る公表がなされています。本M&Aの市場における受け止め方いかんによっては、本日（発行決議日）以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮に本M&Aの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えています。そこで、本日（発行決議日）から本M&Aの公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として設定しています。なお、本新株予約権の発行価額は、発行決議日時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の発行価額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

なお、本M&Aに係る詳細につきましては、本日付で別途公表されています「NewsPicks 事業のグローバル展開に向けた、米国 Quartz 社の買収、第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行に関するお知らせ」（以下「本M&Aプレスリリース」といいます。）をご参照ください。

※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日（発行決議日）の発行の決議に際して、発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提として算出された発行価額が、本新株予約権1個につき金918円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日の本M&Aに係る公表に伴う株価の値動きが反映されていません。そこで、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として本新株予約権1個につき金918円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額とします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が本新株予約権1個につき918円以下となる場合には、かかる結果の織込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された本新株予約権1個につき918円のままとします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されない形としています。したがって、本新株予約権 1 個当たりの発行価額が、本日現在の価値（金 918 円）を下回って決定されることはありません。

※ 本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、(a)本日（発行決議日）の直前取引日の東証終値に相当する金額又は(b)条件決定日の直前取引日の東証終値の 50%に相当する金額のいずれか高い額とします。これは、本日同時に公表された本M&Aを受け株価が大きく上昇した場合には、既存株主の利益に配慮し、下限行使価額を条件決定時点の株価に連動させるものです。いずれにしましても、下限行使価額は、本日（発行決議日）の直前取引日の東証終値に相当する金額を下回らないように設計されています。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達目的

当社は、本日、本M&Aプレスリリースで公表したとおり、NewsPicks 事業が 2023 年までに、全世界でユーザー数 (MAU)1,000 万人、有料会員数 100 万人を達成し、“世界で最も影響力のある経済メディア”となることを目的に、米国発のクオリティ経済メディアの Quartz 社を買収することを発表しました。本M&Aの内容及び意義については本M&Aプレスリリースをご参照ください。

本M&Aに係る取得対価（計 75 百万米ドル（約 82.5 億円））（注 1、2）のうち、現金対価（50 百万米ドル、約 55 億円）については金融機関から借入期間を 2 年とする借入れにて調達します。

当社の主力事業である SPEEDA（注 3）事業及び NewsPicks（注 4）事業は順調に成長しており、今後収益性の更なる向上が見込まれます。一方で今回買収を行う米国事業は、市場規模及び成長ポテンシャル共に大きなものであり、当社にとって次の 10 年の成長を牽引する重要な取り組みになります。当社は経営の意志として、買収後数年間は成長のための投資期間と位置づけ、Quartz 社への投資を加速し、米国事業の黒字化を目指していきます。

本M&A完了後の当社の事業は、既存事業の収益化フェーズと米国事業の成長投資フェーズの両輪とするものであり、その中で当社の成長戦略を着実に遂行していくためには、財務基盤の充実が重要であると考えています。

当社はこのような考えのもと、本M&Aを含めた今後の成長戦略投資を推進するにあたり、Quartz 社買収に係る借入金を返済することで十分な資金調達余力を確保すると共に資本負債構成の適正化を図り、また同時に自己資本を増強することを目的に、本新株予約権の発行による資金調達を行うこととしました。

本新株予約権の下限行使価額は、本日（発行決議日）の直前取引日の東証終値に相当する金額を下回らないように設定されています。これは、当社の現在の株価は既存事業に対する評価を反映したものであり、本M&Aによる影響は当社の今後の株価に反映されるとの考えに基づき、当社が本M&Aによる企業価値向上を実現していく中で本新株予約権の行使が進み、資金調達が実現する設計にしたものです。これにより、本新株予約権の発行及び行使に伴う株価への影響を軽減しつつ、資金調達を行うことが可能となります。

なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しています。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (注) 1 米ドル・日本円の為替レートを便宜上1米ドル=110円で換算しています。
- 2 上記に加えて、Quartz社の業績の達成割合に応じて条件付対価をQuartz社の出資者に支払う合意がなされています。
- 詳細は本M&Aプレスリリースをご参照ください。
- 3 SPEEDAは、ビジネスパーソンの情報収集・分析における課題を解決する最先端のプラットフォームです。世界中の企業情報、業界レポート、市場データ、ニュース、統計、M&Aなどあらゆるビジネス情報をカバーしています。
- 4 NewsPicksは、The Wall Street JournalやThe New York Timesなどの国内外100を超えるメディアのニュースのほか、NewsPicks編集部が作成するオリジナル記事も配信するソーシャル経済メディアです。各業界の著名人や有識者が投稿したコメントと共に、多角的にニュースを読み解くことができます。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、行使期間を約2年間とする本新株予約権を、第三者割当の方法によって当社が割当予定先に対して割当て、割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっています。本新株予約権には、当社の判断により、割当予定先に対して一定期間中の本新株予約権の不行使を義務付けることが可能な停止指定条項（下記〈停止指定条項〉をご参照ください。）が付与されています。また、本新株予約権は、本M&A並びに本M&Aに関して実施される第三者割当による当社普通株式及び新株予約権の発行（以下「本クロージング」といいます。）が行われ、当社がかかる事実を公表した日の翌営業日以降でなければ行使されない仕組みとなっています（下記〈行使制限〉をご参照ください。）。なお、当社が割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に締結する本割当契約には、下記の内容が含まれます。

<停止指定条項>

- 1) 当社は、割当予定先に対して、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は、平成30年8月2日から平成32年6月18日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。
- 2) 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。
- 3) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示します。

<譲渡制限条項>

割当予定先は、本新株予約権について、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<行使制限>

割当予定先は、当社が本クロージングの事実を公表した日の翌営業日以降でなければ、本新株予約権を行使することができません。

<本新株予約権の取得請求条項>

割当予定先は、本新株予約権発行後、平成 32 年 6 月 17 日までのいずれかの 5 連続取引日の当社普通株式の東証終値の全てが本新株予約権の下限行使価額の 70%に相当する金額を下回った場合、又は平成 32 年 6 月 18 日以降はいつでも、当社に対して通知することにより本新株予約権を取得することを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の新株予約権要項に従い、本新株予約権 1 個につき払込金額と同額を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を取得します。

また、当社は、本クロージングが行われないうまま平成 30 年 9 月 30 日が経過した場合又は本クロージングが行われないことが合理的に明らかとなった場合には、そのいずれか早い日において当該事実を公表し、当該公表を行った日から 15 営業日以内に、本新株予約権の新株予約権要項に従い、本新株予約権 1 個につき払込金額と同額を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を取得します。

なお、本新株予約権には、上記<本新株予約権の取得請求条項>とは別に、当社の選択によりいつでも、残存する本新株予約権の全部を取得することができる旨の取得条項が付されています。当該取得条項については、本プレスリリース添付の本新株予約権の発行要項第 16 項第(1)号をご参照ください。

(3) 資金調達方法の選択理由

様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかと共に、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを重視しました。また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料としました。

その結果、以下に記載した<本資金調達方法の特徴>、<本資金調達方法のデメリット>及び<他の資金調達方法との比較>を踏まえ、当社は、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断しました。

<本資金調達方法の特徴>

- 1) 当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な設計となっています。
 - ・割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴う資金調達を行いながら、当社の資金需要や株価の状況に応じて当社が停止指定を発することにより、臨機応変な資金調達を図ることが可能な設計となっています。
- 2) 過度な希薄化への配慮がなされています。
 - ・発行後の当社株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大増加株式数が固定されていることから、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加する転換社債型新株

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

予約権付社債（一般的なMSCB）とは異なり、株式価値の希薄化が限定されています。

- 3) 株価への影響の軽減が期待されます。
 - ・本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっています。
 - ・本新株予約権には停止指定条項が付与されており、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定先による本新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することができます。
- 4) 資本政策の柔軟性が確保されています。
 - ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により発行期間中を通じて、残存する本新株予約権の全部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、上記の特徴は、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えています。

<本資金調達方法のデメリット>

- 1) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- 2) 株価が下限行使価額を下回って推移した場合には、行使が行われず資金調達が進まない可能性があります。
- 3) 本新株予約権の発行後に、当社普通株式の東証終値が一定期間下限行使価額を下回った場合には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

また、当社は、本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達手法との比較検討もを行い、その結果、本新株予約権が現時点において当社にとって最良の選択であると判断しました。

<他の資金調達方法との比較>

- 1) 公募増資等により一度に全株を発行する場合には、一時に資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化も同時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 2) 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えています。
- 3) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するために、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
6,568,360,000	5,500,000	6,562,860,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 (18,360,000 円) に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額 (6,550,000,000 円) を合算した金額です。
- 2 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値を本新株予約権の当初の行使価額であると仮定して、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び本新株予約権の当初の行使価額は条件決定日に決定されます。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用 (有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等) の合計額です。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① Quartz 社買収に係る借入れの返済のための資金	5,500	平成 30 年 8 月～平成 32 年 7 月
② 本M&A後の NewsPicks の米国事業 (Quartz 社及び NewsPicks USA) のコンテンツ制作費その他運転資金	1,062	平成 31 年 1 月～平成 32 年 12 月
合計	6,562	—

- (注) 1 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金、内部キャッシュフロー及び銀行借入等により充当する予定ですが、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

による資金調達を実施する可能性があります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、米国の事業拡大に向けた運転資金及び投資資金に充当する予定です。

- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ですが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。
- 3 上記具体的な使途については、Quartz 社買収に係る借入れの返済のための資金から優先的に充当する予定です。
- 4 当社は、Quartz 社買収に係る借入れとして、株式会社みずほ銀行を借入先、借入金額 55 億円、市場金利を参考にした変動金利を借入利率、借入期間を 2 年、無担保とする借入契約を締結する確約を得ています。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、財務体質を強化しながら、NewsPicks の米国事業の拡大を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えています。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

今回の資金調達においては、本新株予約権の発行と同時に本M&Aが決議されています。当社は、本M&Aに伴う株価への影響の織込みのため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日（発行決議日）時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の新株予約権要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の新株予約権要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は停止指定が無い場合には任意に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、当社からの通知による取得が実施されないこと等を含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（本新株予約権 1 個につき 900 円から 918 円）を参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当予定先との間での協議を経て、本日（発行決議日）時点の本新株予約権の 1 個の発行価額を 918 円としています。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの範囲内で決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役全員も、本新株予約権の発行価額の決定方法は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出される評価額レンジの範囲内で決定されること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、合理的であると判断しており、また、上記のような取締役会の判断過程についても特に不合理な点は認められないことも勘案して、本新株予約権の発行価額の決定方法についての取締役会の判断は相当である旨の意見を述べています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大 2,000,000 株（議決権 20,000 個相当）であり、平成 30 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 29,375,676 株（総議決権数 293,706 個）に対して最大 6.81%（当社議決権総数に対し最大 6.81%）の希薄化が生じるものと認識しています。

また、平成 30 年 7 月 2 日開催の当社取締役会において同時に発行を決議した新株式の発行により増加する株式数及び第 18 回新株予約権全てが行使された場合における交付株式数を本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数に合算すると最大 4,095,216 株となり、平成 30 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数に対して最大 13.94%（当社議決権総数に対し最大 13.94%）の希薄化が生じるものと認識しています。

しかしながら、当該資金調達により、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することで、財務体質を強化しながら、NewsPicks の米国事業の拡大を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えています。

また、1) 当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 198,661 株であり、一定の流動性を有していること、かつ 2) 当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えています。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	みずほ証券株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 飯田 浩一
(4) 事業内容	金融商品取引業
(5) 資本金	125,167 百万円
(6) 設立年月日	大正 6 年 7 月 16 日
(7) 発行済株式数	2,015,102,652 株

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(8)	決算期	3月31日		
(9)	従業員数	8,588名(平成30年3月31日現在)		
(10)	主要取引先	投資家及び発行体		
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.80% 農林中央金庫 4.20%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：1,000株 (平成30年3月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期		平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連結純資産		739,645百万円	898,611百万円	910,839百万円
連結総資産		20,659,503百万円	13,403,230百万円	15,158,567百万円
1株当たり連結純資産		354.51円	441.08円	448.52円
連結営業収益		471,949百万円	425,710百万円	381,474百万円
連結営業利益又は営業損失(△)		85,612百万円	74,991百万円	42,620百万円
連結経常利益又は経常損失(△)		85,429百万円	75,803百万円	43,260百万円
親会社株主に帰属する連結当期純利益又は当期純損失(△)		61,168百万円	188,597百万円	35,751百万円
1株当たり連結当期純利益又は当期純損失(△)		30.36円	93.59円	17.74円

(注)割当予定先であるみずほ証券株式会社は東京証券取引所の取引参加者であることから、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出していません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、今回の資金調達における手法の選択に際して、1) 上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2) 株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めて参りました。

そのような状況の中、割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったことに加え、同社が①従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、③総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することとしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本割当契約上、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による承諾を得る必要があります。

なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であることを確認しています。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるみずほ証券株式会社からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けています。また、割当予定先の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの平成30年3月期有価証券報告書（平成30年6月25日提出）及び割当予定先のホームページに掲載されている割当予定先の平成30年3月期決算短信（平成30年4月27日発表）に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しています。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である稲垣裕介は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先であるみずほ証券株式会社への貸株を行う予定です。

割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本新株予約権に関して、本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定です。

＜割当予定先による行使制限措置＞

- 1) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込時点における上場株式数の10%を超える場合（以下「制限超過行使」といいます。）

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する（割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含む。）。

- 2) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 12 月 31 日現在）	
新野 良介	24.23%
梅田 優祐	20.55%
稲垣 裕介	8.47%
State Street Bank and Trust Company（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	3.47%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.26%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2.07%
UBS AG Singapore（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	1.72%
竹内 秀行	1.63%
寺田 英司	1.37%

(注) 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」は表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、財務体質を強化しながら、NewsPicks の米国事業の拡大につながるものと考えています。また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はありません。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、1) 希薄化率が 25%未満であること、2) 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 29 年 12 月期
連 結 売 上 高	1,915,061 千円	3,081,602 千円	4,565,897 千円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

連結営業利益又は営業損失（△）	△332,844千円	250,992千円	545,983千円
連結経常利益又は経常損失（△）	△338,655千円	225,393千円	518,455千円
親会社株主に帰属する 連結当期純利益	110,736千円	267,445千円	438,034千円
1株当たり連結当期純利益	4.27円	10.03円	15.13円
1株当たり配当金	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり連結純資産	11.18円	84.66円	61.86円

(注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株、平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っていますが、平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり連結当期純利益、1株当たり配当金及び1株当たり連結純資産を算出しています。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年3月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	29,375,676株	100.00%
現時点の行使価額に おける潜在株式数	5,652,280株	19.24%
下限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—
上限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始値	—	2,908円	3,090円 ※2,522円 □1,481円
高値	—	3,545円	5,650円 ※3,390円 □1,615円
安値	—	2,550円	2,954円 ※2,210円 □1,471円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

終値	—	3,040 円	5,000 円 ※2,914 円 □1,588 円
----	---	---------	---------------------------------

(注) 1. 当社普通株式は、平成 28 年 10 月 21 日から東京証券取引所マザーズに上場しています。それ以前については、該当事項はありません。

2. 平成 29 年 12 月期の無印は、株式分割（平成 29 年 7 月 1 日、1 株→2 株）による権利落前までの株価です。

3. ※印は、株式分割（平成 29 年 7 月 1 日、1 株→2 株）による権利落後から株式分割（平成 30 年 1 月 1 日、1 株→2 株）による権利落前までの株価です。

4. □印は、株式分割（平成 30 年 1 月 1 日、1 株→2 株）による権利落後の株価です。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 30 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
始値	1,645 円	1,572 円	2,033 円	2,200 円	2,331 円	3,210 円
高値	1,645 円	2,049 円	2,292 円	2,490 円	3,270 円	3,545 円
安値	1,495 円	1,285 円	1,781 円	2,105 円	2,164 円	2,927 円
終値	1,569 円	2,036 円	2,203 円	2,325 円	3,225 円	3,275 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 30 年 6 月 29 日現在
始値	3,200 円
高値	3,275 円
安値	3,135 円
終値	3,275 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	平成 28 年 10 月 20 日
調 達 資 金 の 額	1,233,895 千円（差引手取概算額）
発 行 価 額	2,309.20 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	6,541,707 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	543,000 株
募 集 後 に お け る	7,084,707 株

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

発行済株式総数	
発行時における当初の資金使途	<p>① 当社グループ及び当社グループのサービスの知名度向上のための広告宣伝費、並びに「NewsPicks」の新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として 592,000 千円</p> <p>② 業容拡大に伴う人材獲得のための採用費及び人件費として 531,831 千円</p> <p>③ 「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業に係るシステム開発に関する業務委託費として 205,000 千円</p> <p>④ オフィス増床等に伴う費用として 160,000 千円</p> <p>(下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた資金使途となっています。)</p>
発行時における支出予定時期	<p>① については、平成 28 年 12 月期に 45,000 千円、平成 29 年 12 月期に 232,000 千円、平成 30 年 12 月期に 315,000 千円</p> <p>② については、平成 28 年 12 月期に 77,103 千円、平成 29 年 12 月期に 308,415 千円、平成 30 年 12 月期に 146,311 千円</p> <p>③ については、平成 28 年 12 月期に 25,000 千円、平成 29 年 12 月期に 80,000 千円、平成 30 年 12 月期に 100,000 千円</p> <p>④ については、平成 29 年 12 月期に 60,000 千円、平成 30 年 12 月期に 100,000 千円</p> <p>(下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた支出予定時期となっています。)</p>
現時点における充当状況	<p>① については、481,555 千円を充当済みです。</p> <p>② については、全額充当済みです。</p> <p>③ については、154,244 千円を充当済みです。</p> <p>④ については、全額充当済みです。</p> <p>(下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた充当状況となっています。)</p>

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	平成 28 年 11 月 22 日
調達資金の額	254,935 千円（差引手取概算額）
発行価額	2,309.20 円
募集時における発行済株式数	7,092,081 株
当該募集による発行株式数	110,400 株
募集後における発行済株式総数	7,202,481 株
割当予定先	みずほ証券株式会社

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

発行時における 当初の資金使途	上記①に含めて記載しています。
発行時における 支出予定時期	上記①に含めて記載しています。
現時点における 充 当 状 況	上記①に含めて記載しています。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社ユーザベース 第 19 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ユーザベース第 19 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の総数
20,000 個
3. 本新株予約権の払込金額の総額
金 18,360,000 円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成 30 年 7 月 9 日から平成 30 年 7 月 11 日までのいずれかの日 (以下「条件決定日」という。)において、第 19 項に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権の払込金額が 918 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される本新株予約権の払込金額に本新株予約権の総数 (20,000 個) を乗じた金額とする。
4. 本新株予約権の申込期日
平成 30 年 7 月 31 日
5. 本新株予約権の割当日及び払込期日
平成 30 年 7 月 31 日
6. 募集の方法及び割当先
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をみずほ証券株式会社に割り当てる。
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 2,000,000 株とする (本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数 (以下「交付株式数」という。)は 100 株とする。)
但し、第 8 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
8. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第 13 項の規定に従って行使価額 (第 11 項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 13 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 13 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、第 13 項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかに

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

これを行う。

9. 各本新株予約権の払込金額

金 918 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 9.18 円）とするが、条件決定日において、第 19 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 918 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。

10. 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

11. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（但し、第 12 項又は第 13 項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」という。）と平成 30 年 7 月 2 日（以下「発行決議日」という。）の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とする。

12. 行使価額の修正

平成 30 年 8 月 1 日以降、行使価額は、第 18 項第 (3) 号に定める本新株予約権の各行使の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東証終値の 92% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨て）に、当該修正日以降修正されるが、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」は、(a) 発行決議日の直前取引日の東証終値に相当する金額又は (b) 条件決定日の直前取引日の東証終値の 50% に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）のいずれか高い額とする。但し、下限行使価額は、第 13 項の規定を準用して調整される。

各本新株予約権の行使にあたって本項の規定により行使価額の修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を修正日に通知する。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 (2) 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第 (3) 号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しく

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

は行使により交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により交付する場合又は本M&A株式(第25項第(3)号に定義する。)を交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、本M&A新株予約権(第25項第(3)号に定義する。)の発行並びに当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- は、本④の調整は行わないものとする。
- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。
- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ 45 取引日目に始まる

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

30 取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 - ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における 1 株当たりの払込金額とする。
 - ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

必要とする場合。

- ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ④ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 12 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

14. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

15. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）が当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第 273 条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止になった場合は、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
18. 本新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第 14 項に定める行使期間中に第 21 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第 21 項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。
19. 本新株予約権の払込金額の算定理由
- 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、発行決議日時点での本新株予約権 1 個の払込金額を金 918 円とする。
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
- 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
21. 行使請求受付場所
- 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
22. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
- 株式会社みずほ銀行 芝支店
23. 振替機関の名称及び住所
- 株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
24. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い
- 本新株予約権の割当日後、会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
25. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 当社が平成 30 年 7 月 2 日開催の取締役会において決議した Quartz Media LLC の子会社化に関して当社が発行する当社の普通株式を「本M&A株式」といい、新株予約権を「本M&A新株予約権」という。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。